

全国市長会 市民総合賠償補償保険（ボランティア活動）の概要

近年、地域福祉やコミュニティ意識の進展とともに、市民の皆さんによるボランティア活動が活発に行われ、よりよい地域社会づくりに欠かせないものとなりました。

そこで本市では、公益性の高いボランティア活動に、市民の皆さんが安心して参加できるよう「全国市長会 市民総合賠償補償保険」を活用しています。

これは、活動中に思わぬ事故でけがをした場合などにこの保険で対処していくものです。

1 保険の名称

全国市長会 市民総合賠償補償保険

2 契約の当事者

（保険契約者）	全国市長会
（被保険者）	静岡市（管財課扱い）
（引受保険会社）	損害保険会社の共同引受け（幹事会社：損害保険ジャパン株式会社）

3 保険対象期間

令和7年4月1日午前0時～令和8年3月31日午後12時の間に起こった事故が対象となります。

4 保険の内容

全国市長会市民総合賠償補償保険は「補償保険」と「賠償責任保険」の2種類の保険により構成されていますが、**ボランティア活動は、原則補償保険のみ**となります。

補償保険は、市が主催・共催する行事（活動）及びボランティア活動の遂行に起因する**急激かつ偶然な外来の事故**（注）によって、住民等が死亡または、身体障害もしくは入院を伴う傷害を被った場合、市の賠償責任の有無に関係なく、**市が被災者に支払う補償金（見舞金）として、保険金を支払う**ものです。

入院・通院補償については、**実際に治療に要した額ではなく定額**です（「5 契約類型及び保険金額（てん補限度額）」を参照してください）。

注：対象となる事故は、急激性、偶然性、外来性をすべて満たすものであることが必要です。

“急激性”… 原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。

“偶然性”… 原因または結果の発生を被災者が予知できない状態をいいます。

“外来性”… 原因の発生が被災者の身体に内在するものではないことをいいます。

要件に欠ける例としては、次のような事故が考えられます。

- ・けんかによるケガ
- ・心臓疾患等の疾病が原因となった死亡
- ・熱中症（急激性、偶然性が認められない）

ただし、状況や原因、既存疾病等によっては適用になることもありますので、市民自治推進課までご相談ください。

5 契約類型及び保険金額（てん補限度額）

事故発生から 180 日を経過するまでの間に通院した日数に応じて、下表のとおり支払われます。

《入院・通院補償保険》

入院医療補償保険金		通院医療補償保険金	
入院日数	保険金額	通院日数	保険金額
1 日～5 日	10,000 円	1 日～5 日	5,000 円
6 日～15 日	30,000 円	6 日～15 日	10,000 円
16 日～30 日	60,000 円	16 日～30 日	30,000 円
31 日～60 日	90,000 円	31 日～60 日	45,000 円
61 日～90 日	120,000 円	61 日以上	60,000 円
91 日以上	150,000 円		

《死亡・後遺障害補償保険》

- ・死亡補償保険金額 300 万円（1 口 100 万円を 3 口加入）

傷害が直接の原因として事故の日から 180 日以内に死亡し、市が死亡補償金の給付を決定した場合に支払われます。

- ・後遺障害補償保険金額 12 万円～300 万円（死亡補償保険金の 4～100%）

6 対象となる活動 〈ボランティア活動〉とは

団体（注 1）または住民個人が、下記のすべての要件を満たして行う住民のための業務・活動の中で、市の依頼によるもの及び、団体、住民個人からの要請によりあらかじめ市に登録をし、市が承認したものをいいます。

- ① 無報酬（注 2）で行われる活動であること
- ② 労力の提供がなされること
- ③ 団体の場合は当該団体の管理下、住民個人の場合は市の管理下（注 3）で行われるものであること。

（注 1） 団体とは、自治会・町内会、PTA、青年団、婦人会、子ども会、NPO 法人等をいいます。必ずしも静岡市の住民だけで構成される必要はありません。他市町村の住民を含む団体も対象になります。

（注 2） 無報酬とは労働の対価を得ていないという解釈で、昼食代・交通費・儀礼的な謝礼金等は報酬には含みません。

（注 3） 「市の管理下」とは、ボランティア活動において

ア. 市の依頼書、要請書、企画書等で、市の依頼による個人ボランティア活動であることが確認できる

イ. 活動者が名簿等で確認できる

ウ. 市の職員が同行しており、ボランティア活動の内容が確認できる 等をいいます。

◎上記ア～ウは、市への「活動登録」で対応しますので登録手続きを行ってください。

※ 宗教教義の布教、信者の教化育成を主たる目的とする活動や、政治上の主義を推進、支持、又は反対することを主たる目的とする活動、特定の候補者（候補者になろうとする者を含む）、公職にある者、

政党等を推薦、支持、または反対する活動については対象となりません。

(注4) 静岡市民のためだけでなく、他の市町村等の住民のためのボランティア活動も対象となります(他市町村等へのボランティアの派遣)。また、ボランティアの受入側市とボランティアの派遣元市との間で、重複して補償保険の適用ができる場合は、いずれかの市の補償保険を適用するかを市間で協議の上、決定するものとし重複して支払わないものとします。

(注5) 防火訓練等については、その指導、監督する立場の者と訓練参加者をさし、訓練に参加しない見物者は、ボランティア活動に参加している者とみなしません

7 保険金支払の対象とならない事故

対象とならない事故について、主なものは次のとおりです。

- (1) ボランティア保険の要件を満たさない事故(「4 保険の内容」を参照)。
- (2) 被保険者(市)の故意または重大な過失。
- (3) 補償対象者の故意または重大な過失。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害に限ります。
- (4) 死亡補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合は、補償保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- (5) 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、補償金額金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害に限ります。
- (6) 補償対象者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害に限ります。
- (7) **補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。**ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害に限ります。
- (8) 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産
- (9) 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、補償保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、この限りではありません。
- (10) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合には、この限りではありません。
- (11) 地震、噴火または津波。
- (12) **当該行事等に参加するための往復途上の事故等。**
- (13) **イベント等への一般参加者・来場者に関する事故等。**
- (14) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの

8 登録手続き

(1) 登録の種類

- ①主催・共催：市が主催または共催する事業に、ボランティアが参加する場合
- ②各種団体：市の管理下で行なわれる各種団体の事業に、ボランティアが参加する場合(「市の管理下」については「6 対象となる活動<ボランティア活動>とは」を参照してください。)

(2) 登録期間：令和7年3月18日～令和8年3月30日

※ 事業を実施する前に登録してください。

※ 継続事業であっても年度毎に登録してください。

9 事故後の手続き

事故が発生したら、すみやかに市民自治推進課（内線：81-2283 外線：054-221-1372）までご連絡ください。事故報告書等の提出など、詳しい手続きについて指示します。